

家畜衛生情報

No.5-56
令和6年3月18日

【4月分】
飼養衛生管理基準自己点検をお願いします！
報告期限：4月5日（金）

あたたかくなってまいりましたが、5月までがハイリスクシーズンです。引き続き警戒をお願いします。

鳥インフルエンザの症状



沈うつ
顔の腫れ

とさか・足の内出血



急な死亡が特徴です。感染が広がると次々と死んでいきます。

発症したら治療はできません。

疑わしい症状は、直ちに家畜保健衛生所に連絡してください。

発生予防のために重要な項目

■衛生管理区域出入口
手指消毒、専用服、専用くつ着用

■家きん舎（鳥小屋）
再度の手指消毒
家きん舎専用くつ着用



■車のタイヤ等の消毒
車で飼育場所に入る場合



■ネット、金網等の設置

■ネズミ、害虫対策

愛玩用であっても実施が必要です。
自己チェックいただき結果を送ってください。

（添付はがき、しがネット受付サービス等）

滋賀県家畜保健衛生所

（本所）

近江八幡市西本郷町226-1

TEL:0748-37-7511 FAX:0748-37-4821

緊急携帯:090-3613-7486

（北西部支所）

高島市今津町弘川249-1

TEL:0740-22-2145 FAX:0740-22-6681

緊急携帯080-6176-8052

報告はがき記載例

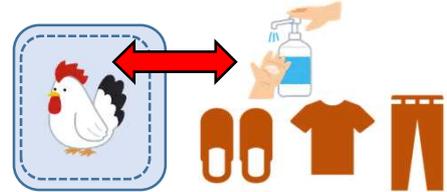
できている : ○
 できていない : ×
 該当しない : -

お名前 琵琶湖太郎
 飼養鳥種 鶏・うずら・あひる・エミュ
 飼養目的 採卵 肉用 愛玩(○) ♀

項目	○/×
1. 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒	○
2. 衛生管理区域専用の衣服・靴の設置と使用	○
3. 衛生管理区域に立ち入る車両消毒等 ※ 衛生管理区域に車両が入らない場合は実施不要	-
4. 家きん舎に立ち入る者の手指消毒 ※ 衛生管理区域と鶏舎が一致している場合は①と合わせて1回の消毒で可。※ 専用の手袋の使用も可	○
5. 家きん舎ごとの靴の設置と使用	○
6. 野生動物の侵入防止のためのネット等設置、点検及び修繕	○
7. ねずみ及び害虫の駆除	○

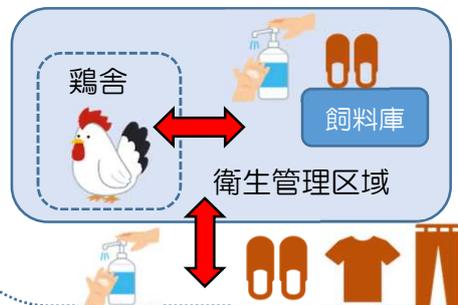
【衛生管理区域(※)と鶏舎が一致している場合】

手指の消毒が1回でもできていたら
 ①、②、どちらも○にしてください。
 衣服、靴も1回でも交換できていたら
 ③、④、どちらも○にしてください。



【衛生管理区域(※)と鶏舎が一致していない場合】

手指の消毒は衛生管理区域、鶏舎に入る2回行ってください。
 衣服の交換は衛生管理区域に入るときに行ってください、靴の交換は衛生管理区域、鶏舎に入る2回行ってください。



※ 衛生管理区域とは

- ・家きんに直接接触した者が消毒や衣服および靴の交換を行わずに行動する範囲
 (家きん舎、たい肥舎、飼料倉庫など)

★しがネット受付サービスもご利用ください。
 右のQRコードまたは下記のURLからアクセスしてください。

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/23ge37010114>



※4月1日からの受付です